

**「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)」
及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告
書(平成15年度)」についての助言等及び博覧会協会の見解**

1 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)」
及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告
書(平成15年度)」についての経済産業大臣の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
<p>1. 催事における環境配慮事項としての騒音レベルについては、その具体的数値の意味が必ずしも一般的に理解しやすいものとなっていないことから、当該騒音レベルが「催事の開催中における騒音の平均値」であることを説明するなど工夫すること。</p>	<p>催事におけるグローバル・コモン等内周際の騒音としては、各催事の実施場所におけるコンサート等一つ一つの催事の実施中における騒音レベルとして、それぞれ70、80、90 dBという数値以下にする旨記載していますが、この騒音レベルは各催事の実施中における騒音レベルの平均的な値を示しています。今後も、わかりやすい説明をするよう工夫してまいります。</p>
<p>2. こいの池に係る生態系に関する予測・評価については、影響の低減が図られると評価されているものの、水温成層の攪乱の発生による生態系の変化は、影響発現まで時間がかかるなど予測の不確実性が伴うものであることから、対処すべき事項を予め十分検討した上で、細心の注意を払いながら事業を実施すること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、こいの池の、水温成層の攪乱による生態系の変化に対応するため、水温の垂直分布について測定を行います。その結果、水温成層が形成される時期において、水温成層の形成が認められない時には、速やかに専門家のご助言・ご指導を得て、必要に応じ適切な措置を講じてまいります。</p>
<p>3. 工事の実施時において、モニタリング調査結果が環境基準を超える場合、工事の寄与が極めて小さいことが推測される場合であっても、その原因について可能な限り検討すること。また、予測とモニタリング調査結果とが大きく違うものについて、予測条件と実際の工事等の内容との比較を行うなど、可能な限りその理由を分析すること。</p> <p>なお、予測評価の結果として講じることとなった環境保全措置について、保全措置が確実に行われていることを実施後も継続的に確認すること。</p>	<p>工事の実施時において、モニタリング調査結果が環境基準を超える場合は工事の寄与が極めて小さいことが推測される場合であっても、その原因について可能な限り検討してまいります。また、調査結果と予測値が大きく違うものについては、可能な限りその理由を分析いたします</p> <p>なお、予測評価において講じることとした環境保全措置が確実に行われていることを、実施後も継続的に確認してまいります。</p>
<p>4. 動植物の生息・生育状況のモニタリングに当たっては、会場整備に伴う環境の改変により、動植物の個体数を増加させる方向での環境変化が生じたことも考えられることから、個体数の減少要因のみならず増加要因についても可能な限り検討すること。</p>	<p>動植物の生息・生育状況のモニタリングに当たっては、個体数の減少要因のみならず増加要因についても可能な限り検討いたします。</p> <p>また、博覧会事業の環境影響評価に関するオオタカ等の一連の調査・分析において、今</p>

助 言	見 解
<p>また、本事業の環境影響評価に関するオオタカ等の一連の調査・分析において、今後のアセスに役立つようこれまでの調査結果の総括を適切に行い、引き続き追跡調査を適切に行うこと。</p>	<p>後のアセスに役立つようこれまでの調査結果の総括を適切に行い、引き続き追跡調査を適切に行ってまいります。</p>
<p>5. また、平成16年8月6日付けの環境大臣助言（別添）において述べられた事項についても適切な対応を検討すること。</p>	<p>環境大臣からのご助言において述べられた事項についても以下のとおり、適切に対応してまいります。</p>
<p>（以下、環境大臣助言）</p>	
<p>2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価については、平成14年5月に「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価書（案）」に対する環境大臣意見、並びに「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その1）」、「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その2）」、「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（モニタリング調査）報告書（平成14年度）」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その3）」に対する環境大臣助言を述べたところであり、これについては引き続き適切に対処される必要がある。この意見、助言に加え、今般、「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その4）」（以下、「追跡調査報告書」）、「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（モニタリング調査）報告書（平成15年度）」（以下、「モニタリング報告書」）が送付されたことから、環境保全上必要な助言を下記のとおり述べるものである。</p>	<p>事業の実施に当たっては、「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価書（案）」に対する環境大臣意見及び今回の報告書を含めたこれまでの報告書に対する環境大臣助言を踏まえ、引き続き適切に対処してまいります。</p>
<p>1 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その4）」 供用時に係る騒音については、会場周辺における騒音予測値が環境基準値に照らして高い水準にあることから、次の措置を実施する必要がある。 ① 追跡調査報告書に記載されている環境保全措置及び環境配慮事項の徹底を図</p>	<p>1 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その4）」 ① 当該報告書に記載した環境保全措置及び環境配慮事項の徹底を図るとともに、</p>

助 言	見 解
<p>るとともに、会場周辺の騒音影響が可能な限り低減されるよう更なる検討を行うこと。また、その結果に基づき対策を講じること。</p>	<p>会場の敷地境界付近で行われる催事での騒音抑制方策など、会場周辺の騒音影響が可能な限り低減されるよう更なる検討をおこなってまいります。また、その結果に基づき対策を講じてまいります。</p>
<p>② 供用中の騒音に関するモニタリングについては、追跡調査報告書における予測結果を踏まえ適切に実施すること。</p>	<p>② 供用中の騒音に関するモニタリングについては、当該報告書における予測結果を踏まえ、調査時期を検討して、適切に実施してまいります。</p>
<p>2 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（モニタリング調査）報告書（平成15年度）」</p> <p>(1)モニタリングにおいては、適切な地点における測定を前提とした調査結果の詳細な分析が、その後の対策を検討する上で極めて重要である。したがって、今後、モニタリング計画に基づき継続されるモニタリングを適切に実施するため、次の措置を実施する必要がある。</p> <p>① やむを得ず調査地点を変更する場合は、新旧調査地点で並行観測を実施して移設の妥当性を検討するなど、これまでの調査結果を踏まえた継続的なモニタリングができるよう必要な措置を講じること。</p> <p>② 調査結果が予測値を大幅に上回るなどした場合、必要に応じ、より詳細な調査を実施した上で早急に原因を分析し、速やかに適切な措置を講じること。</p>	<p>2 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（モニタリング調査）報告書（平成15年度）」</p> <p>(1)</p> <p>① やむを得ず調査地点を変更しなければならない場合には、可能な限り新旧調査地点での並行観測を行った後に移設するよう努力し、これまでの調査結果を踏まえた継続的なモニタリングが行えるよう必要な措置を講じてまいります。</p> <p>② 調査結果が予測値を大幅に上回るなどした場合にあつては、必要に応じ、より詳細な調査を実施した後、早急に原因の分析を行うなど適切な措置を講じてまいります。</p>
<p>(2)一部の沿道において二酸化窒素濃度が環境基準値を超過するなど平成14年度に引き続き高い水準にあることから、次の措置を実施する必要がある。</p> <p>① 工事中及び供用時において、二酸化窒素に係る環境影響を可能な限り軽減するため、車両管理システムの充実による資材等の搬出入ルート・時期の分散化、公共交通機関への来場者の誘導、シャトルバスへの低公害車の導入、より環境への負荷の小さい業務用車両の利用の要請、</p>	<p>(2)</p> <p>① 工事中及び供用時の二酸化窒素に係る環境影響を可能な限り軽減するため、車両管理システムを協会の直轄として充実させ資材等の搬出入ルート・時期の分散化を計る、公共交通機関への来場者の誘導を計画する、バス事業者に対してシャトルバスへの低公害車利用促進の要</p>

助 言	見 解
<p>駐車場周辺の渋滞対策等について強力に推進すること。</p>	<p>請を行う、より環境への負荷の小さい業務用車両の利用の促進を要請する、駐車場周辺の渋滞対策等については関係機関と協議を行うなどの対策を強力に推進してまいります。</p>
<p>② 工事中及び供用時、円滑な交通の確保や自動車交通の抑制のための対策について、関係機関と連携して検討し、実施されるよう措置すること。</p>	<p>② 工事中及び供用時の円滑な交通の確保や自動車交通の抑制のための対策につきましては、関係機関などと十分に連絡調整を図ってまいります。</p>

2 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)」についての愛知県知事の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
<p>事業の実施に当たっては、以下の事項について十分に検討し、適切に対応すること。</p> <p>1 共通事項</p> <p>事業に実施に当たっては、これまでの知事意見及び知事助言を踏まえることはもとより、追跡調査(予測・評価)報告書(その4)及び追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)に記載されている環境保全措置の徹底を図ることなどにより、環境保全について十分に配慮すること。</p> <p>また、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じ適切な措置を講じること。</p>	<p>1 共通事項</p> <p>事業の実施に当たっては、これまでの知事意見及び知事助言を踏まえるとともに、今回の追跡調査(予測・評価)報告書(その4)及び追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)に記載した環境保全措置を徹底し、その管理に努めるなど、環境保全について十分に配慮してまいります。</p> <p>なお、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じ適切な措置を講じてまいります。</p>
<p>2 環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)</p> <p>(1)催事の実施に当たっては、催事関係者に予測の前提となっている環境配慮事項を周知徹底すること。</p>	<p>2 環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)</p> <p>(1)催事の実施に当たっては、環境配慮事項を、催事関係者に配布する注意事項に含めるなどにより、催事関係者に環境配慮事項を周知徹底するよう努めてまいります。</p>
<p>(2)こいの池の水温の垂直分布のモニタリング調査において、異常な値が認められた時は、速やかに専門家の意見を聞き、必要に応じ適切な措置を講じること。</p>	<p>(2)こいの池の、水温の垂直分布のモニタリング調査で、異常な値が認められた時は、速やかに専門家のご助言・ご指導を得て、必要に応じ適切な措置を講じてまいります。</p>
<p>3 環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)</p> <p>(1)今回の報告書には多くの課題が残されているが、モニタリング調査において、環境基準や予測値を上回るなど異常な値が認められた時には、速やかに専門家の意見を聞くなどして原因究明を確実にを行い、必要に応じ適切な措置を講じること。</p>	<p>3 環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)</p> <p>(1)今後のモニタリング調査において、環境基準や予測値を上回るなどの異常な値が認められた時には、速やかに専門家のご助言・ご指導を得ながら原因究明を確実にを行い、必要に応じ適切な措置を講じてまいります。</p>
<p>(2)導入している車両管理システムのさらなる充実・強化を図り、適切な運用に努めることなどにより、工事用車両の走行による道路沿道環境への影響の一層の低減に努めること。</p>	<p>(2)車両管理システムについては平成15年10月に運用を開始し、長久手会場への入場予定時刻等を登録するなど工事用車両の入場を分散化させるなどを行ってまいりましたが、16年9月にはこれまでの工事関係者に加え、外国からの出展工事車両が加わることから、8月1日に協会内に長久手会場工事管理室を設置し、運用の強</p>

助 言	見 解
	<p>化を図ることとしました。また、会場への資材等の搬出入口や一時置き場の設置、工事用車両の待機スペースの整備などにより、工事用車両による会場周辺での渋滞を回避し、道路沿道における環境影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>4 その他 (1)関係市町長からの助言に対しては、適切な対応を図ること。</p>	<p>4 その他 (1)関係市町長からいただいたご助言に対しても、適切な対応を図ってまいります。</p>
<p>(2)住民などからの環境に関する要望などに対して、迅速かつ適切な対応を図ること。</p>	<p>(2)住民の方々などからの環境に関する要望などをいただいた場合には、今後とも、迅速かつ適切に対応してまいります。</p>
<p>(3)環境影響評価追跡調査報告書などについては、住民などにわかりやすい内容及び適切な表現となるよう努めること。</p>	<p>(3)今後、公表する環境影響評価追跡調査報告書などについては、引き続き、住民の方々にわかりやすい内容及び適切な表現となるよう努めてまいります。</p>
<p>(4)これまでの環境影響評価の過程を通じて得られた知見や環境情報は、貴重な環境情報資料であることから、今後の環境影響評価に活かされるよう努めること。</p>	<p>(4)これまでの環境影響評価の過程を通じて得られた知見や環境情報につきましては引き続き整理し、必要に応じて専門家のご助言・ご指導を得て分析を行い、それらの結果をできる限り公表するなどにより、今後の環境影響評価に活用されるよう努めてまいります。</p>

3 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)」についての関係市町長の助言及び博覧会協会の見解

(1) 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)」についての瀬戸市長の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
<p>1 環境影響評価全般</p> <p>博覧会事業の実施にあたっては、環境影響評価書並びに今回の追跡調査報告書(その4)を含めたこれまでの追跡調査報告書に記載されている環境の保全のための措置を適切に実施すること。また、これまでの市長意見や市長助言を踏まえ、今後とも住民の生活環境、動植物の生息・生育環境等へのさらなる影響の回避・低減に努めること。</p>	<p>1 環境影響評価全般</p> <p>博覧会事業の実施にあたっては、環境影響評価書並びに今回の追跡調査報告書(その4)を含めたこれまでの追跡調査報告書に記載した環境保全のための措置を適切に実施するとともに、今後とも住民の方々の生活環境及び動植物の生息・生育環境等へのさらなる影響の回避・低減に努めてまいります。</p>
<p>2 環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)</p> <p>(1) 騒音、振動、光害</p> <p>博覧会催事の実施にあたっては、環境の保全のための措置を適切に実施するとともに、催事関係者に対して十分に説明するなど、環境配慮事項を周知徹底した上で行うこと。</p>	<p>2 環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)</p> <p>(1) 騒音、振動、光害</p> <p>催事の実施にあたっては、環境配慮事項を、催事関係者に配布する注意事項に含めるなどにより、催事関係者に環境配慮事項を周知徹底するよう努めてまいります。</p>
<p>(2) 動物</p> <p>瀬戸会場の周辺において、営巣・繁殖が確認されているオオタカについては、予測に不確実性が残っているため、今後とも引き続きモニタリングを行い、必要に応じて専門家等の意見も踏まえ、適切な対応を図ること。</p>	<p>(2) 動物</p> <p>営巣・繁殖が確認されているオオタカについては、環境影響評価書に記載した追跡調査計画に従い、今後とも引き続きモニタリングを実施するとともに、「国際博会場関連オオタカ調査検討会」等専門家のご助言・ご指導を得ながら、適切な措置を講じてまいります。</p>
<p>3 環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)</p> <p>(1) 追跡調査計画に基づき、環境モニタリング調査を適切に実施するとともに、必要に応じて、情報の提供や調査結果に基づいた環境保全措置など速やかな対応を図ること。</p>	<p>3 環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)</p> <p>(1) 今後とも追跡調査計画に基づき、環境モニタリング調査を適切に実施してまいります。また、この調査結果に基づき、必要に応じて速やかに情報の提供や環境保全措置を行ってまいります。</p>
<p>(2) モニタリング調査において異常な値等が確認された場合は、ただちに原因究明を行うとともに、博覧会事業が原因と考えられ</p>	<p>(2) 今後のモニタリング調査において、異常な値等が認められた時には、速やかに専門家のご助言・ご指導を得ながら原因究明を行</p>

助 言	見 解
<p>る場合は、早急に必要な措置を講じること。また、必要に応じて監視を強化し、再発の防止に努めるなど、適切に対応すること。</p>	<p>い、博覧会事業が原因と考えられる場合には早急に必要な措置を講じ、必要に応じて監視を強化するとともに再発の防止に努めてまいります。</p>
<p>4 その他 (1) 報告書に寄せられた助言等を十分検討し、事業者としての対応を明らかにするとともに、住民等からの環境に関する要望などに対しては適切に対応すること。</p>	<p>4 その他 (1) 今回いただいたご助言や住民の方々などから寄せられた意見について十分検討し、博覧会協会の見解を取りまとめ、公表いたしました。また、今後とも住民の方々などからの環境保全に係る要望については適切に対応してまいります。</p>
<p>(2) 本市の環境への影響に関して、新たな事実が確認された場合や予測しえなかった著しい環境上の問題が生じた場合は、速やかに関係機関等と十分調整し、適切な対応を図ること。</p>	<p>(2) 環境への影響に関して、新たな事実が確認された場合や事前に予想し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、貴市等関係機関と調整し、必要に応じて適切な措置を講じてまいります。</p>

(2) 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)」
 及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)」についての長久手町長の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
<p>2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)</p> <p>1 全体事項</p> <p>(1)事業の実施にあたっては、「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価書(案)」に対する町長意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講じるとともに、本報告書に記載されている環境保全措置を徹底し、環境影響の回避又は低減に努めること。</p>	<p>2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)</p> <p>1 全体事項</p> <p>(1)事業の実施にあたっては、今後とも「2005年日本国際博覧会にかかる環境影響評価書(案)」に対する貴町の意見をも踏まえ、適切な環境保全措置を講じるとともに、本報告書に記載した環境保全措置を徹底することにより、環境への影響の回避・低減に努めてまいります。</p>
<p>(2)各催事の準備・片付けに伴う搬入搬出車両にあたっては、車両に伴う生活環境への影響が一定程度見込まれると予想されることから、住民の生活環境への影響の低減に努めること。</p>	<p>(2)催事関係者には、搬入搬出車両の効率のよい運行や低公害車・最新規制適合車等の使用を働きかけるなど、住民の生活環境への影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>2 個別事項</p> <p>(1)長久手会場の供用時の騒音予測が、敷地境界の住宅地側において最大となっていることから、今後の催事計画の具体化にあたっては、時間帯や場所を考慮し、より一層の騒音の発生抑制に努め、周辺環境に配慮すること。</p>	<p>2 個別事項</p> <p>(1)長久手会場の供用時の騒音予測で、敷地境界の住宅地側において騒音レベルが最大となっていることに配慮して、今後の催事計画の具体化にあたっては、時間帯や場所を考慮し、より一層の騒音の発生抑制に努め、周辺環境に配慮してまいります。</p>
<p>(2)こいの池で施工する仮設工作物固定の杭については、池の水位に影響を与えないよう細心の注意を払って実施すること。</p>	<p>(2)こいの池の仮設工作物固定に使用する杭については、池の水位に影響を与えないよう細心の注意を払い、工事を実施してまいります。</p>
<p>2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)</p> <p>1 全体事項</p> <p>(1)引き続き環境保全措置を徹底して事業を実施し、環境影響を確認するとともに、必要に応じて適切な対応を図ること。</p>	<p>2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)</p> <p>1 全体事項</p> <p>(1)引き続き環境保全措置を徹底して事業を実施してまいります。また、モニタリングにより環境への影響を確認するとともに、協会事業による影響を把握するなど、必要に応じて適切な措置を講じてまいります。</p>
<p>(2)モニタリング結果が予測結果や環境基準値を超えた場合には、速やかに報告すること。</p>	<p>(2)モニタリング結果が予測結果や環境基準値を超えた場合には、速やかにご報告いたします。</p>

助 言	見 解
<p>2 個別事項</p> <p>(1)平成16年度は工事用車両がピークとなり、大気・騒音・振動に伴う影響が増加すると予想されるため、車両の集中回避及び走行時間帯を調整するなど「車両管理システム」を適切に運用し、住民の生活環境への影響により一層の低減に努めること。</p>	<p>2 個別事項</p> <p>(1)車両管理システムについては平成15年10月に運用を開始し、長久手会場への入場予定時刻等を登録するなど工事用車両の入場を分散化させるなどを行ってまいりましたが、16年9月にはこれまでの工事関係者に加え、外国からの出展工事車両が加わることから、8月1日に協会内に長久手会場工事管理室を設置し、運用の強化を図ることとしました。また、会場への資材等の搬出入口や一時置き場の設置、工事用車両の待機スペースの整備などにより、工事用車両による会場周辺での渋滞を回避し、道路沿道における環境影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>(2)放流水の濁度調査結果によれば、管理目標値を超えていることもあることから、工事中の未舗装の道路などからの濁水発生対策を徹底するなど適正な対策を行い、放流先となる香流川の水質保全に努めること。</p>	<p>(2)工事中の未舗装道路から発生する濁水発生対策を進めるため、舗装の早期実施に努めるなど、濁水の流出対策を徹底し、放流先となる香流川など公共水域の保全を引き続き努めてまいります。</p>

(3) 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)」
及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)」についての豊田市長の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
<p>1 2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)について</p> <p>(1)報告書に記載されている環境保全措置等を徹底することで、環境保全について十分に配慮すること。</p>	<p>1 2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)について</p> <p>(1)報告書に記載した環境保全措置等を徹底し、環境保全について十分配慮してまいります。</p>
<p>(2)工事期間中及び供用時において、予想し得ない環境への影響が生じた場合は、関係機関と調整し、適切な措置を講じるとともに、周知に努めること。</p>	<p>(2)工事期間中及び供用時において、予想し得ない環境への影響が生じた場合には、関係機関と調整し適切な措置を講じるとともに、その周知に努めてまいります。</p>
<p>2 2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)について</p> <p>(1)モニタリング調査結果により、環境影響の著しい増加傾向が見られる場合及び環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講じること。</p>	<p>2 2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)について</p> <p>(1)モニタリング調査結果により、環境影響の著しい増加傾向が見られる場合及び環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、貴市等関係機関と調整し、必要に応じて適切な措置を講じてまいります。</p>

4 住民意見の概要及び博覧会協会の見解

(1) 「2005年日本国際博覧会に係る追跡調査の手法等について(その4)」についての住民意見の概要及び博覧会協会の見解

意見の概要	見 解
<p>「ムササビ」の存在がどこにも描かれていない。ムササビに付いては綿密な調査と保護保全をお願いしたい。</p>	<p>ムササビについては工事前、工事中においても生息が確認されており、今回の予測・評価の対象には加えていませんが、環境モニタリング調査の中で追跡調査を実施しており、「追跡調査（モニタリング調査）報告書（平成15年度）」に調査結果を記載しています。また、今後も引き続き環境モニタリング調査を実施してまいります。</p>
<p>「祭り」には花火が欠かせないと思っているが今回の「手法」には見あたらないようである。花火の使用予定があるのなら、その瞬間および規模を事前に教えていただけるのか？ 又、予測評価の中に多量の花火による「におい」を入れる必要はないのか？</p>	<p>打ち上げ花火のように上空で大きな音や突然の光を発するような行為は、原則として行わないこととしています。</p>
<p>各催し物による騒音レベルは催し物によらず、区域内で90dBと設定しているが、その根拠はどこにあるのか。</p>	<p>催事の実施に伴う音響装置の使用において、実行可能な範囲内で回避又は低減を図るために掲げた環境保全措置として、実際のコンサートなどの催事の最後部席で測定された騒音レベルが約90dBでしたが、これを超えないようにすることとして、実施エリア内周際で騒音レベルを90dB以下にするよう設定し、その徹底を図ることとしています。</p>
<p>個々の騒音を予測するとしているようであるが、観測地点での予測値はすべての催し物、道路等の騒音を総合して予測評価すべきである。</p>	<p>会場敷地境界の外における騒音は、催事の騒音やそれ以外の騒音を区別するものではなく、会場から出されるすべての騒音を対象として、予測・評価しています。</p>
<p>大気環境の評価に、人が歩くことや車により舞い上がる、ほこり等の環境影響評価がない。</p>	<p>供用時における粉じんの影響については、管理用車両や来場者は舗装された道路等を利用することから、粉じん等の大気環境に及ぼす影響は小さいものと考えています。</p>
<p>どの場合も評価の手法の項で、“実行可能な範囲内で回避又は低減されているかについて評価する”とあるが、環境基準を超える場合（長久手ではすでに車による騒音基準を超えている）、総合的に、基準以内にできない場合は、実行可能な範囲ではなく、計画の変更または中止をすべきである。</p>	<p>博覧会協会の環境影響評価は2005年日本国際博覧会環境影響評価要領（以下要領と記す。）に基づき実施しており、実行可能なより良い技術の導入等により環境影響の回避、低減及び代償措置を検討することとしています。なお、環境基準は目標値であり、規制値ではないと考えています。</p>

意見の概要	見 解
<p>環境要因の抽出において、工事による影響について「有害物質の使用」「夜間の照明等」が除外されていることは疑問だ。人工的な構造物を池の中に設置したり、イベントに関わる様々な装置を作製する際には、様々な化学物質等も使用されるなど、有害物質については、微量でも影響は大きく環境要因として抽出すべきと考える。そして、池での夜間の演出など夜間のイベントに関しては、工事段階など供用以前に、様々なテストやリハーサルが本番と同条件の夜間に行われるものであり、その場合の「夜間の照明等」については看過することはできず、環境要因として抽出すべきである。</p>	<p>工事による影響要因の抽出において、「有害物質の使用」及び「夜間の照明等」については、原則として有害物質を使用しない工法等を選択することや夜間工事を実施しないことから、影響要因から除外しています。</p> <p>様々なテストやリハーサルは催事を行う上で必要なことですが、原則として夜間に行わないこととしています。やむを得ず夜間のテストやリハーサルが必要な場合は音や光を抑えるなど、対策を行うこととします。</p>
<p>環境要素の選定において、「公園型ため池生態系」を構成する動植物について、保護を特に必要とする絶滅危惧種であることなどのわかりやすい表記がなされていないのはなぜか。過去の環境影響評価書では、愛知県及び環境省のレッドデータブックによる類型がわかりやすく記載されていた。「注目すべき動物種」としてのオオタカについても、絶滅危惧種であるとの記載はない。また、瀬戸会場で確認されている絶滅危惧種であるムササビは、環境要素にも選定されていないのはなぜか。ムササビは、夜行性であり、催事・照明の影響は慎重に評価するべきと考える。</p>	<p>公園型ため池生態系で扱う種については、それぞれの種が希少種であるかどうかではなく、生態系の中でどのような位置を占めているかを考慮したものとしています。また、オオタカについては注目すべき動物種として取り扱っていますが、絶滅危惧種であることなどの記載については、今後、住民の皆様に分かりやすい記載をするよう努力してまいります。</p> <p>なお、ムササビに関しては、その生息が確認されている瀬戸会場においては夜間の催事を行わないという影響の回避・低減策を講じることから、環境要素には選定していません。</p>
<p>調査結果の概要において、オオタカの飛翔図が掲載されているが、どのくらいのどのエリアを利用しているかが、この図からは把握できない。オオタカ保護の観点から、具体的な場所の特定につながる情報を掲載できないという理由であれば、更なる解説文にて補うべきではないか。</p>	<p>オオタカの飛翔図に地図情報を掲載していない理由は、具体的な場所の特定に繋がる情報を掲載できないためですが、平成16年7月に公表した環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その4）の中で、催事による騒音や照明光について予測・評価を行っています。この中で営巣地と会場の関係を、距離等を含めて記載しています。</p>

意見の概要	見 解
<p>環境影響評価の市民参加の手続きとして、愛知県広報の一面に意見募集を掲載する、各市町村の広報に掲載していただくなど、より積極的な広報を図っていただきたい。また、博覧会協会の環境影響評価アドバイザー会議の日程はできる限り早く、できる限り市民が接しやすい媒体にて広報して欲しい。さらに議事録についても、要旨が博覧会協会のWEBサイトに掲載されているが、掲載されるまでかなりの期間を要し、市民が専門家の意見を参考にしながら、進行中の環境影響評価に参加するということができない。時折、若干の新聞報道があるが、その内容を会議の「要旨」で確認しようとしても、発言者の名前もなく、かなり簡略にまとめられており、会議の具体的なやりとりが見えてこない。</p>	<p>環境影響評価に関わる公表は、報道機関に対して通知するとともに、博覧会のホームページにおいても掲載し、一般の方々にお知らせしています。</p> <p>議事録につきましては、委員の方々の確認もあり若干時間を要していますが、できる限り早く、委員のご意見が適切に反映されるよう、適切な内容を掲載できるよう努めてまいります。</p> <p>また、要旨につきましても、できるだけ分かりやすく作成するよう努めてまいります。</p>
<p>愛知万博における環境影響評価が、その機能を十分に果たすことができるよう、市民にわかりやすく、開かれた手続きとなり、また、真に環境を守る環境影響評価となることを切に願っている。</p>	<p>要領に基づき、適切に環境影響評価を進め、また、一般の方々にわかりやすい報告書を作成するよう努めてまいります。</p>
<p>「・・・寄せられた住民などの意見があった場合にはこれに配慮して、環境の保全のための措置を新たに講ずるなど、適切な対応について検討するものとします。・・・」と、はじめに書かれているが、それがどのように処理され、どう反映されたのか、全く知らされなかった。口先だけでなく、出された住民意見については一つ一つについて協会の見解を公表して欲しい。</p>	<p>いただきました住民などのご意見につきましては、同様な意見を整理させていただきながら、協会の見解を公表しています。</p>
<p>催事の実施による騒音について、その予想位置が会場敷地境界になっているが、（５８ページ）二会場に挟まれている上之山町３丁目においても調査をして欲しい。</p>	<p>催事による騒音の予測結果は、周辺への影響をお示しするものとして、騒音レベル線を記した図を報告書の中で掲載しており、上之山町３丁目もこの騒音レベル線から予測結果を読み取ることができます。</p>

(2) 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)」
 及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)」についての住民意見の概要及び博覧会協会の見解

意見の概要	見 解
1 手続き	
<p>概ね45日以内に提出した意見に対しては、「協会の見解に併せて、ご意見に対する見解も公表いたします。」ということは、8月23日(月)までは見解は出さない、当然事業も開始しないという宣言であると理解してよいか。</p>	<p>概ね45日以内にご意見をいただければ、大臣助言等に対する協会の見解に併せて、ご意見に対する見解も公表し、その後事業に着手することとしています。</p>
<p>今回の追跡調査のメインテーマである、催事騒音とサーチライトによる光害は、いずれも予測が不備であり科学的検討ができない。</p>	<p>騒音については、催事の実施に伴う音響装置の使用において、実行可能な範囲内で回避又は低減を図るために掲げた環境保全措置として、実施エリア内周際での騒音レベルを設定し、定量的な影響の予測を実施しています。</p> <p>また、光害については、周辺住民への直接影響、農業への影響及び夜空の明るさへの影響などが考えられていますが、定量的な影響の予測は今後の研究成果に期待されるところが多く、現段階では難しいと考えています。このため、定性的な影響の予測を実施していますが、環境保全対策を図ることにより、影響の低減は図られると判断しています。</p>
<p>「協会の記者発表やインターネットでは、報告書の概要版しか入手できない。報告書の閲覧、貸出しなどを行うことを記者発表資料に明記すべきである。」旨の意見を、「その2」、「その3」と提出しているが、未だに解決されない。</p>	<p>ご指摘いただいた報告書の閲覧、貸出しにつきましては、記者発表やインターネットホームページに問合せ先を記載します。また環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その3)の博覧会協会の見解から、報告書公表時に併せ協会窓口を用意している旨を記載しており、ご希望のあった方には貸し出しを行っています。</p>
<p>通常的环境影響評価と同様に、住民意見を、知事と経済産業大臣にも送付し「助言」の参考とすべきである。</p>	<p>本博覧会的环境影響評価につきましては、その方法を示した要領に従って実施していますが、引き続き要領に従い、追跡調査報告書の公表後、それに対して寄せられた住民等の意見があった場合にはこれに配慮して、環境保全のための措置を新たに講ずるなど適切な対応を行ってまいります。</p>
<p>今後の追跡調査では、「はじめに」の部分で、万博アセス要領に基づく手続き、プラスアルファの手続きを明記し、住民がどう関</p>	<p>公表した環境影響評価追跡調査報告書については、住民の方々の関与などについて、記者発表資料等で示しています。</p>

意見の概要	見 解
<p>わかることができるかを明確にすべきである。</p>	
<p>16年度のモニタリング調査結果（工事中、会期中、会期終了後の工事）は、誰が責任を持って行うのか、国際博覧会協会が今の時点で明記すべきである。</p>	<p>要領においては、追跡調査を実施する場合には「追跡調査において、博覧会会場を会期終了後に引き継ぐこととなる各主体との協力又は各主体への要請等の方法及び内容について明らかにすること」と記載されていますので、今後、関係機関のご意見を伺いながら調整してまいります。</p>
<p>国際博覧会協会解散後にも万博の成果を生かすための組織作りをどう進めるのかを明記し、そのための具体的働きかけを始めるべきである。</p>	<p>万博の成果の継承については、今後、関係機関のご意見を伺いながら調整してまいります。</p>
<p>2 環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その4）</p>	
<p>催事の具体例の環境配慮事項で、照明方法について「スポット照射は水平又は俯角照射とします。」（p14こいの池、p29愛・地球広場、p33EXPOドーム、p39グローバル・ループ、p41グローバル・コモン、p48日本広場、p50あいち・おまつり広場）と、長久手会場の全ての催事が計画されているが、水平では強力なサーチライトで周辺に光害をまき散らす恐れがあるため、全てのスポット照射は俯角照射とすべきである。</p>	<p>今回の催事ではスポットライトを使用することとしており、会場周辺に影響が及ぶような強力なサーチライトの使用は予定しておりません。</p> <p>水平のスポット照射で周辺に光害を及ぼすようなことがないように、光源の位置と照射対象物の背後状況を勘案し、照明器具を適正配置して影響を低減してまいります。</p>
<p>各催事の環境配慮事項で「実施エリア内周際の騒音レベルは70dBにします」（p14こいの池、p29愛・地球広場、p33EXPOドーム、p39グローバル・ループ、p41グローバル・コモン、p48日本広場、p50あいち・おまつり広場）などの表現があるが、これでは環境配慮事項といえない。この目標達成のためにどんな配慮をするのかを記載すべきである。距離減衰がどれだけあるから周際の騒音レベルはどれだけでも大丈夫なのか、そのためにはスピーカーはどの程度の音響出力でどれだけの数にするのかなどの事業計画を定め、それをもとに予測し、結果がまずければ計画を見直すのが本来の環境影響評価である。</p>	<p>催事の実施に伴う音響装置の使用において、実行可能な範囲内で回避又は低減を図るために掲げた環境保全措置として、実施エリア内周際の騒音レベルを設定し、音響設備を適正に配置するなど、その徹底を図ることとしています。</p> <p>これらの環境保全措置の徹底が、環境配慮事項と考えており、今後の実際の催事実施の際に、実施エリア内周際の騒音レベルが設定した値を超えないよう、各催事計画の具体化に反映させます。</p> <p>今回の予測・評価に当たっては、まず、各実施エリアの音源のパワーレベルを、環境保全措置として設定した騒音レベルから逆算することにより求めたうえで、その音源からの音の他に、業務用車両等の音を重合し、会場から外へどのように音が広がるかを計算する</p>

意見の概要	見 解
	ことにより評価を行っています。
演出設備配置と観覧エリアの図（p 15）で、デッキフェンス部分の紺色の丸は何かを記載すべきである。	デッキフェンス部分の紺色の丸は、池上の灰色の丸と同様に、記載例に示した「惑星」としてしています。
「デッキフェンスは、池の水の攪拌を避けることも目的として、池底へ固定する工法を採用する。」（p 16）とあるが、池の水の攪拌を避けること以外の本来の目的は何か。また、わざわざ固定工事で底泥を巻き上げるのではなく、浮上式で充分のはずである。	演出用ボートのための栈橋として、利用することとしています。 また、浮上式であっても、風の影響などによるデッキフェンスの移動を防止するため、池底への固定が必要となりますし、浮上式デッキフェンスでは、上を歩くことにより池の水を攪拌することが想定されますので、固定することとしました。
音響計画図で「観覧エリアとその外側との境界部での音量を最大70 dBになるように音響設計をします。」（p 28）とあるが、これではアセスメントといえない。そのためにはスピーカーはどの程度の音響出力でどれだけの数にするのか、指向特性はどうか、などを記載し、それをもとに予測・評価すべきである。	催事の実施に伴う音響装置の使用において、実行可能な範囲内で回避又は低減を図るために掲げた環境保全措置として、実施エリア内周際での騒音レベルを設定し、その徹底を図ることとしています。 これらの環境保全措置の徹底が、環境配慮事項と考えており、今後の実際の催事実施の際に、実施エリア内周際での騒音レベルが設定した値を超えないよう、各催事計画の具体化に反映させます。 今回の予測・評価に当たっては、まず、各実施エリアの音源のパワーレベルを、環境保全措置として設定した騒音レベルから逆算することにより求めたうえで、その音源からの音の他に、業務用車両等の音を重合し、会場から外へどのように音が広がるかを計算することにより評価を行っています。
照明配置図（p 28）では、ランプ出力総数32kwなどの表現があるが、光度と指向性を記載し、光害の定量的予測を照度ですべきである。	光害については、周辺住民への直接影響、農業への影響及び夜空の明るさへの影響などが考えられています。これらについては、定量的な影響の予測は今後の研究成果に期待されるところが多く、現段階では難しいと考えています。このため、定性的な影響の予測を実施していますが、環境保全対策を図ることにより、影響の低減は図られると判断しています。
照明配置図（p 28）では、平面図だけではなく、「スポット照射は水平又は俯角照射とします。」の結果、外部にスポット照射が漏	会場の中央に位置するこいの池における催事において、スポット照射は音響照明タワーから水面上のメインキャラクターなどに対し

意見の概要	見 解
<p>れないかを確認するため、主要な断面図を追加して、スポット照射角度、遮へい物の高さが分かるようにすべきである。</p>	<p>て照射することとしています。その際、漏れる光により周辺へ光害が及ぶことがないように、セッティングを調整していきます。</p>
<p>EXPOドームの施設構造（p 34, p 35, p 36, p 37, p 38）は、寸法を記載して、騒音予測の距離減衰が計算できるようにすべきである。「最後列の騒音レベルは、90 dB以下とします。」（p 33）を証明するための最低限の条件である。</p>	<p>EXPOドームからの騒音発生時の計算に当たっては、最後列の騒音レベルを90 dBと設定したうえで、音響設備の特性、EXPOドームの建築的な遮音性能（膜屋根の透過損失、舞台壁の遮蔽効果など）と距離減衰を考慮し、巻末資料において、わかりやすく等騒音レベル線として示しています。</p> <p>なお、最後列の騒音レベルは、リハーサル時における音響機器のセッティングにより調整が可能と考えています。</p>
<p>グローバル・ループの上演時間が「約1時間（平日2回、土日祝日1回）」（p 39）は誤解させる表現である。「1回当たり約1時間（平日2回、土日祝日1回）」と正確に記載すべきである。</p>	<p>今後、公表する環境影響評価追跡調査報告書などについては、よりわかりやすい表現となるよう努めてまいります。</p>
<p>上演時間が「約30分間（6回/1日）」（p 41グローバル・コモン、p 48日本広場、p 50あいち・おまつり広場）は誤解させる表現である。「1回当たり約30分間で1日6回、延べ3時間」と正確に記載すべきである。</p>	
<p>海上広場の上演時間が「約1時間（3回/1日）」（p 52）は誤解させる表現である。「1回当たり約1時間で、1日3回延べ3時間」と正確に記載すべきである。</p>	
<p>環境騒音の調査結果（p 60、p 89）で、主音源として、虫の声、自動車騒音などと単に並列してあるが、巻末資料の1時間値（p 67、p 97）で虫の声などの状況をもっと正確に分析しておくべきである。</p>	<p>当該調査結果については、現況の騒音源を把握することを目的とし、その結果を主音源としてとりまとめたものです。今後、追跡調査をする中で、1時間毎の音源を把握する必要があると分析していきます。</p>
<p>供用時の騒音予測は、「昼間（6時～22時）の等価騒音レベル」（p 61、p 90）だけしか行っていないが、催事時間が限定されているのだから、最大の騒音となる1時間値（例えば22時の1時間）も予測し評価すべきである。</p>	<p>催事は、会場内の色々な催事実施エリアで実施されることとなりますが、隣接した実施エリアでは、今後、各催事計画の具体化に合わせて、上演時間帯の調整等を行うこととしており、また、上演時間も様々であることから、1時間値の予測・評価は適切でないと考えています。</p> <p>また、供用時の騒音の発生による影響においては、その影響は催事の騒音やそれ以外の</p>

意見の概要	見 解
	<p>騒音を区別するものではなく、会場内から発生されるすべての騒音を対象として、会場敷地境界の外における騒音による影響の程度を、昼間の等価騒音レベルで予測・評価することが適切であると考えています。</p>
<p>供用時の騒音予測で、「団体バスについては、退場時における待機アイドリングについても考慮した」（p 63、p 92）では何も分からない。団体バスの待機アイドリングはどれぐらいの時間を用いたのか、シャトルバスはそうしたことはないのか、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく駐車場設置者の義務はどう果たすのか。そうしたことを全て記載した上で、その妥当性についての意見を求めるべきである。</p>	<p>供用時の騒音予測の前提において、発生源条件として、団体バスは退場時における10分間の待機アイドリングを加味していますが、シャトルバスはターミナル内に留まらないことから、加味していません。なお、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、アイドリングストップの実施などを基本として、関係各位などに対し要請してまいります。</p>
<p>供用時の騒音予測で、催事計画のパワーレベル算出方法が逆算で異様である。例えば瀬戸会場では「実施エリア内周際で80 d B以下になる設定であり、この騒音レベルから求めた催事のパワーレベルは121 d Bとなる。」（p 64）とあるが、ある程度の目標を持つのは当然であるが、そのためにはスピーカーはどの程度の音響出力でどれだけの数にするのか、指向特性はどうか、などを検討した上で計画を作成し、それをもとに実施エリア内周際での騒音を予測し、目標を達成しなければ計画を見直すべきである。</p>	<p>催事の実施に伴う音響装置の使用において、実行可能な範囲内で回避又は低減を図るために掲げた環境保全措置として、実施エリア内周際での騒音レベルを設定し、その徹底を図ることとしています。</p> <p>これらの環境保全措置の徹底が、環境配慮事項と考えており、今後の実際の催事実施の際に、実施エリア内周際での騒音レベルが設定した値を超えないよう、各催事計画の具体化に反映させます。今回の予測・評価に当たっては、まず、各実施エリアの音源のパワーレベルを、環境保全措置として設定した騒音レベルから逆算することにより求めたうえで、その音源からの音の他に、業務用車両等の音を重合し、会場から外へどのように音が広がるかを計算することにより評価を行っています。</p>
<p>催事アセスのメインとなるのが、スピーカーの騒音であるから、その予測は納得のできる科学的なものでなければならない。すくなくとも、どんな音響出力と指向性を持つか、いくつ、どの方向に配置するのかを記載すべきである。</p>	<p>音響出力などの数値は、どれだけ出せるかの定格出力を記載したものです。</p> <p>催事の実施に伴う音響装置の使用において、実行可能な範囲内で回避又は低減を図るために掲げた環境保全措置として、実施エリア内周際での騒音レベルを設定し、その徹底を図ることとしています。</p> <p>これらの環境保全措置の徹底が、環境配慮事項と考えており、今後の実際の催事実施の</p>

意見の概要	見 解
	<p>際に、実施エリア内周際での騒音レベルが設定した値を超えないよう、各催事計画の具体化に反映させます。今回の予測・評価に当たっては、まず、各実施エリアの音源のパワーレベルを、環境保全措置として設定した騒音レベルから逆算することにより求めたうえで、その音源からの音の他に、業務用車両等の音を重合し、会場から外へどのように音が広がるかを計算することにより評価を行っています。</p>
<p>長久手会場の供用時騒音の回避・低減のための方針で「催事実施エリア内周際での騒音レベルは、70 dB、80 dB又は90 dB以下とします。」（p 90）とあるが、このように3種類に分ける理由を明記すべきである。</p>	<p>それぞれの催事実施エリア内周際の騒音レベルは、まず、事例調査結果及び一般的な催事の音響設備等から、博覧会協会としての騒音レベルの90 dBを設定しました。次に、実行可能な範囲内で、催事の視聴者のみが利用する場合や一過性の移動騒音、催事規模や内容、当該催事観客以外の方々への影響等を考慮し、90 dB、80 dB及び70 dBの騒音レベルを設定し、環境配慮事項として遵守することとしたものです。</p>
<p>長久手会場の供用時騒音の予測条件としてターミナル内のバス台数が記載してあるが、シャトルバスはもっと増えるのではないか。中日新聞（2004年7月7日）によれば、「名古屋市交通局は博覧会協会の要請に応じ、藤が丘駅から長久手会場行きシャトルバスを運行する方針を固めた。混雑期に限って、午前中に35本程度運行する意向。」と報道されている。安全を見て、こうした大きめな台数で予測すべきではないか。</p>	<p>記載してあるターミナル内のバス台数については、輸送計画により鉄道系、自家用車、駐車場からのシャトルバス及び団体バスを、計画基準日をもとに設定しており、この輸送計画に適合するよう利用者に最新の情報提供・誘導を行うこととしています。なお、会場アクセスに係るシャトルバス等については既に大きめとする計画基準日の台数で予測しており、発車個所が変わっても、各駅等から発車するシャトルバス等の配分が変わるだけと考えています。</p>
<p>供用時騒音の予測条件として、催事の実施エリア内周際の騒音レベルからパワーレベルを求めた結果があるが（p 64瀬戸会場、p 93長久手会場）、その算定条件が巻末資料（p 98）にグローバルループの1例しか示されていない。他の催事も音源からの距離を記載すべきである。</p>	<p>EXPO ドームやグローバル・ループのパワーレベルについては、算定条件が複雑であることから、わかりやすく巻末資料に示しています。</p> <p>なお、他の実施エリアのパワーレベルに係る音源と内周際までの距離は、海上広場は45 m、こいの池は131 m、愛・地球広場は163 m、グローバル・コモン1は70 m、グローバル・コモン2は92 m、グローバル・コモン3は61 m、グローバル・コモン4は60 m、グローバル・コモン5は49 m、</p>

意見の概要	見 解
	グローバル・コモン6は54m、日本広場は98m、あいち・おまつり広場は33mとしています。
瀬戸会場供用時の騒音予測結果は、昼間の時間帯の等価騒音レベルの敷地境界での最大値は67dBもある（p65）。2002年6月の環境影響評価書（p563）では58dBと予測されており、9dBも増加する。「影響は低減が図られるものと判断した」（p66）という評価は間違いであり、修正すべきである。	今回の予測にあたっては、環境影響評価書で用いた音源の他、追跡調査（予測・評価）で加えられた音源に、更に催事分を加えて予測・評価しています。今回の催事による増加分は、催事による影響がない環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その1）に比べ、瀬戸会場、長久手会場共2dBです。
長久手会場供用時の騒音予測結果は、昼間の時間帯の等価騒音レベルの敷地境界での最大値は77dBもある（p95）。2002年6月の環境影響評価書（p1028）では75dBと予測されており、2dB増加する。「影響は低減が図られるものと判断した」（p96）という評価は間違いであり、修正すべきである。	いずれにしても、要領によると、評価は「事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているものであるか否かについての事業者の見解を明らかにすることにより行うもの」とされており、音響設備の適正配置、指向性の高い音響設備の使用、催事実施エリア内周際での騒音レベルの設定等の環境保全措置の徹底を図ることにより「影響は低減が図られるものと判断した」ものです。今後、各催事計画の具体化に、環境保全措置を反映していきます。また、催事関係者への環境保全措置の周知、リハーサル段階での機器の調整等を通じて環境保全措置の徹底を図っていきます。
瀬戸会場供用時の騒音予測結果は、現状の騒音も最大が58dB（p60）であるものが、海上での催事により昼間の平均でさえ、9dBも増加する。環境基準の55dBと比べても大きな値が出現することになる。「影響は低減が図られるものと判断した」（p66）という評価は間違いであり、修正すべきである。	
長久手会場供用時の騒音予測結果は、現状の騒音も最大が64dB（p89）であるものが、催事により昼間の平均でさえ、13dBも増加する。環境基準の55dBと比べても大きな値が出現することになる。「影響は低減が図られるものと判断した」（p96）という評価は間違いであり、修正すべきである。	
長久手会場は夜間営業のため、業務用車両は7～24時、廃棄物車両は朝の5時から動き出す（p93）。このため、騒音予測を昼間（6～22時）に行うだけでは不十分である。夜間の時間帯も予測すべきである。	長久手会場の開場時間は9時から22時であるため、今回の催事の予測・評価は昼間で予測しています。なお、夜間の時間帯（22時～翌日6時）の予測・評価は、環境影響評価書（平成14年6月）において既に実施しています。
巻末資料でEXPOドームにおける設計値（P96）が突然示してあるが、その根拠として、スピーカーの音響出力と指向性、いくつ、どの方向に配置するのか、ドームの寸法、遮蔽効	EXPOドームからの騒音発生時の計算に当たっては、最後列の騒音レベルを90dBと設定していますが、EXPOドームにおける設計値の設定根拠は複雑であることから、わかりやすい

意見の概要	見 解
果の有無ぐらいは記載すべきである。	表現となるように、ドームの建築的な遮音性能（膜屋根の透過損失、舞台壁の遮蔽効果など）と距離減衰を考慮し、等騒音レベル線を設計値として示したものです。
<p>巻末資料でEXPOドームにおける設計値（P99）と称して、等騒音レベル線が示してあるが、この内容には疑問がある。これで本当に指向性スピーカーを用いているのか。みた限りではほとんど無指向性である。また、音源から70 dBまでの距離の約2倍の位置で10 dBも減衰しているが、2倍距離の減衰はせいぜい6 dBである。どのような計算でこうなるのか。計算条件を示すべきである。</p>	<p>指向性に関しては、スピーカー単体では当然指向性を持っていますが、音響システムとしてはドーム内（客席内）で均一な音場となるようにスピーカーの数と向きが設定されています。従って、騒音伝搬の音源としては、客席側はほぼ同じ音圧レベルであると想定していますので、結果として無指向性に近いかたちとなっています。</p> <p>EXPOドームからの騒音発生時の計算に当たっては、最後列の騒音レベルを90 dBと設定していますが、EXPOドームにおける設計値の設定根拠は複雑であることから、わかりやすい表現となるように、ドームの建築的な遮音性能（膜屋根の透過損失、舞台壁の遮蔽効果など）と距離減衰を考慮し、等騒音レベル線を設計値として示したものです。</p>
<p>瀬戸会場における等価騒音レベル調査結果（p67）は、p69の調査期間、p71の調査日と対応しやすいように、①～⑥の記号を記載すべきである。</p>	<p>今後、公表する環境影響評価追跡調査報告書などについては、わかりやすい表現となるよう努めてまいります。</p>
<p>瀬戸会場における振動レベル調査結果（p73）は、p58の調査期間、p60の調査日と対応しやすいように、①～⑥の記号を記載すべきである。</p>	
<p>長久手会場における等価騒音レベル調査結果（p98）は、p87の調査期間、p89の調査日と対応しやすいように、①～⑥の記号を記載すべきである。</p>	
<p>長久手会場における振動レベル調査結果（p405）は、p101の調査期間、p103調査日と対応しやすいように、①～⑥の記号を記載すべきである。</p>	

意見の概要	見 解
<p>瀬戸会場の振動調査結果（P71）で、⑥の昼間33dBは間違いである。昼間の時間帯を算術平均したのかパワー平均したのか記載が無いし、30dB未満をどのような値として平均したかも記載がないが、p73の1時間値を見れば、⑥の昼間は11時台に33dB、16時台に31dB、残りは全て30dB未満である。昼間の時間帯が33dBになるはずがない。</p>	<p>振動調査結果は、愛知県の環境白書等の表記方法に従い、時間帯毎の値の最大値を表記しています。</p>
<p>長久手会場の振動調査結果（P103）も同様に間違えている。②、③、④の値はいずれも1時間値であり、昼間の時間帯の値ではない。</p>	
<p>照度の調査結果（p76瀬戸会場、p117長久手会場）で、主光源が街路灯などと記載してあるが、光源からの距離も記載すべきである。</p>	<p>光源からの距離で照度が変わってきますので、照度の値が光源からの距離というファクターを含んでいることから、記載は不要と考えています。</p>
<p>照度の調査結果（p77瀬戸会場、p118長久手会場）で、農業振興地域、農用地が図示してあるが、現状の農地としての利用状況を調査し図示すべきである。光害で「農作物への影響」（p79、p120）を検討する以上、それがあたりまえである。</p>	<p>現状の状況では、一時的に耕作していない農地等もありますが、既存資料の農業振興地域及び農用地の状況から、これらの地域が最大限、農地として利用されているものとして農作物への影響を検討しました。</p>
<p>瀬戸会場の光害の回避・低減のための方針で、「ライトアップ照明時間に配慮し、減光対策をします。」（p78）とあるが、「夜間の催事は行いません」（p78）とまで注意しているのだから、ライトアップは照明時間に配慮するのではなく、ライトアップは行わないことにすべきである。</p>	<p>日没後に照明を点灯しなければ安全を確保できない場合もあることから、安全確保等のため歩道の照明等以外にパビリオン等への照射も想定されることから、その場合は減光したり、時間によってはライトアップをしないこととしています。</p>
<p>こいの池の水質調査が、平成12年2月29日という資料しかないのはなぜか。「公園ため池生態系」では水質条件として、水温、DO、クロロフィルaを毎月測定（p122）していることと比べあまりにも差がありすぎる。</p>	<p>「公園ため池生態系」では各ため池の状況を比較検討し、催事の対象となるこいの池の生態系の特性を調査したものです。なお、「こいの池の水質調査」の項目においては環境影響評価書（平成14年6月）の追跡調査計画（予測・評価）において既存の現地調査結果を利活用することとしていることから、工事着手した平成14年9月以前の水質における健康項目等の状況を把握するためには1度の調査でよいと判断し、1回の調査データ（平成12年2月29日の調査結果）を記載しています。</p>

意見の概要	見 解
<p>工事中の水質の「回避又は低減のための方針」では、「固定工事の杭打ちは、必要最小限の本数等とします。」（p 110）とあるが、「音響照明タワー（北タワー）のみ、基礎杭4本のうち2本を池中に設置する」（p 111）ということでは、方針に反する。音響照明タワーを5 m北へ移動すれば解決するはずである。</p>	<p>こいの池周辺における来場客の誘導や緊急車両（はしご車両等）導線に必要な敷地の確保などの防災関係における安全確保をするよう、警察・消防当局からのご指導があり、音響照明タワー（北タワー）の周辺での緊急時等対応の敷地を確保した結果、タワーの基礎杭2本を池中に設置することとなりました。</p>
<p>公園型ため池生態系の水生植物群の分布と生育環境との関係で、「水生植物群の維持、分布面積及び量がある程度維持するためには、水生植物群の生育環境である池岸の形状を変化させないことが重要である。」（p 169）とあることから、「音響照明タワー（北タワー）のみ、基礎杭4本のうち2本を池中に設置する」（p 111）という計画を見直し、音響照明タワーを5 m北へ移動するという修正をすべきである。</p>	
<p>供用時の水質の「回避又は低減のための方針」では、「ため池を必要以上に攪拌しません」としてウォータースクリーン用に「池の表層水を吸い上げて利用」（p 113）するのだから、表層部だけの水の移動に限定しているはずである。それにも関わらず「利用水量は約90m³で、池の総水量（約85,000m³）の0.1%程度であることから、池の水質を変化させることはほとんどないと予測された。」という論理は矛盾している。利用水量を表層水の割合で比較すべきである。</p>	<p>報告書 p 1 4 1 の図から、水温成層が形成され、表層水として水質のあまり変わらないと思われる池の表層を水深2 mまでとすると、池の表層水量は約45,000m³となり、池の表層水を吸い上げるウォータースクリーンの利用水量の約90m³は、池の表層水量の約0.2%程度であり、催事によるため池の水質の変化はほとんどないと考えています。</p>
<p>供用時の水質の「回避又は低減のための方針」では、「必要以上の上水の流入（散水）を行いません」（p 113）とあるが、「上水を利用した演出」として「霧を発生させる」（p 180）のは、たった7.5m³なのだから、ウォータースクリーン用と同様に、池の表層水を吸い上げて利用すれば良いのではないか。</p>	<p>観覧スペースに近い霧の発生については、観覧者に触れることもあり得るため、上水を使用することとしています。</p>
<p>公園型ため池生態系の現地調査で、水中照度を「浮遊植物の生育域の上層・下層として…水深5 cm程度と、40 cm程度で水中の相対照度を測定した。」（p 130）とあるが、生育条件として必要な絶対照度で示すべきである。</p>	<p>本調査は、水生植物（浮遊植物）の分布状況と水中照度との関係を把握するためのものであり、相対的な照度環境を調査すれば目的は達せられるものと考えており、相対照度の測定を行ったものです。</p>

意見の概要	見 解
<p>公園型ため池生態系の現地調査で、水中照度を「浮遊植物の生育域の上層・下層として…水深5cm程度と、40cm程度で水中の相対照度を測定した。」(p130)とあるが、水生植物の生育と水深・照度との関係で、ヨシ等の抽水植物やスイレンは0～1m、ジュンサイ・ホソバミズヒキモは1～2m、ヒシは2～3mにおいて最もその植被率が高くなる(p131)のだから、照度の調査を水深40cmでやめているのは不十分である。</p>	<p>本調査の水中照度は、浮遊植物の生育域(水深0～1m)の上層と下層を測定したものです。</p> <p>なお、p131で記載している水深は、植物が光合成を行う水面上や表層近くの葉までの水深ではなく、根付いている水深を示しています。</p>
<p>公園型ため池生態系の現地調査で、水生昆虫及びその他の水生動物について、「春期に調査を実施したこいの池では、春期の確認種を含めているので合計種数は増加する。」(p137)と文章化されて判明するが、調査期間では水生昆虫及びその他の水生動物類は3月、4月、6月、9月、10月に行ったと記載してあるだけであり(p122)、こいの池だけは春期にも調査したとは読みとれない。そもそも、他の池では何月に調査したのか。また、こいの池の春期とは何月のことか。</p>	<p>こいの池以外の池の調査は、6月、9月及び10月に実施しました。</p> <p>また、こいの池の春季調査は3月及び4月に実施しました。</p>
<p>公園型ため池生態系の現地調査で、「鉄濃度の日本の河川の平均値 0.24 mg / l、マンガン濃度の中部の河川の平均値 0.14 mg / l」(p147)の出典を明記すべきである。</p>	<p>記述に間違いがありましたので正誤表に示すことと致します。</p> <p>「鉄濃度の日本の河川の平均値 0.24 mg / l、中部の河川の平均値 0.14 mg / l」 出典は以下の通りです。</p> <p>小林純「日本の河川の平均水質とその特徴に関する研究」『農学研究 48』岡山大学農業生物研究所、1961</p>
<p>公園型ため池生態系の現地調査で、「硫化物イオンとして硫化水素を検出した」(p155)とあるが、硫化水素が確認された深さの水深に対する割合だけではなく、硫化水素濃度そのものも記載すべきである。</p>	<p>検出した濃度は0.1mg/l以下と非常に微量であるため、量の違いを比較することは難しいことから、検出位置の違いを比較しました。</p>
<p>公園型ため池生態系の水生植物群の分布と生育環境との関係で、「低層、底泥」(p169)は「底層、底泥」の間違いである。</p>	<p>正誤表に示すことと致します。</p>
<p>公園型ため池生態系の水生植物群の分布と生育環境との関係で、「池のポテンシャルとしては富栄養でありながら、水中の上層では比較的貧栄養菜水質条件にあるということが</p>	<p>ウォータースクリーンの使用に際して、最も影響が大きいと考えられた水の吸入の影響が、実験により、吸入による水の移動は小さいとの結果を得たことから、ウォータースク</p>

意見の概要	見 解
<p>あげられる。このため…浮遊植物を含む、多様で多量な水生植物群の分布が成立しているものと考えられる。このことから、こいの池の生態系を維持していくためには、現在と同様に、季節的周期変動を示す水質条件の維持、具体的には春から夏にかけての水温成層を維持し、この成層をかく乱することによる水質の富栄養化等を生じさせないことが重要」(p 171) という指摘に基づき、ウォータースクリーンの計画は再検討すべきである。</p>	<p>リーンの使用による水温成層のかく乱の可能性は低いと予測しました。</p> <p>ただし、実際に池で催事を実施した場合、こいの池の水温成層が形成される時期に形成されないおそれについては、予測の不確実性が残ることから、水温の垂直分布についてモニタリング調査を実施することとしました。</p>
<p>公園型ため池生態系の供用時の予測のために実験をしているが (p 178)、ほぼ実物と同スケールの装置を用いながら、なぜポンプだけは実際の2/3の能力としたのか。また、プールの寸法が記載されていないが、実際の池の深さとの関係は検討したのか。</p>	<p>実験については、ポンプ出力を実際の2/3としても、実験の結果を3/2倍すれば実際と同等の結果が得られ、予測に支障はないものとして、ご指導いただいた専門家からご助言をいただき、実施したものです。</p>
<p>公園型ため池生態系の供用時の評価で、上水の池への流入では「霧の演出等による上水の流入量が、1日当たり池の容量の約0.009%であり…池の水のかく乱及び水質の変化が生じる可能性は低い」(p 183)とあるが、池の表層に殺菌用の塩素入り水道水をばらまく形になるのだから、池の全体容量での評価は間違いである。塩素をモニタリングして、異常があれば、ウォータースクリーンと同様に池の水を用いるように計画変更すべきである。</p>	<p>青少年公園開園時には既にプール排水をこいの池に放流していたと聞いており、塩素の影響による水質の変化はないものと考えています。</p>
<p>3 環境影響評価追跡調査 (モニタリング調査) 報告書 (平成15年度)</p>	
<p>「はじめに」の部分で「追跡調査計画において定めるモニタリング調査を実施し、著しい影響があると認められた場合には必要な措置を講じていくこととしています。」とあるが、14年度のモニタリング調査が、環境基準を超えた時の原因分析もできていないし、必要な対応も見つけだせないために、知事助言に従い「今後、モニタリング結果が予測結果や環境基準値等を超えた場合には、速やかに愛知県知事及び関係市町長に報告するとともに、必要に応じ適切な措置を講じてまいります。」(2003年12月18日博覧会協会の見解公表) という約束をし、そうした体制をとって実行している旨を記載すべきである。</p>	<p>博覧会協会のモニタリング調査の目的は、調査結果により監視目標の達成状況を把握し、博覧会事業に生かすためであることから、博覧会協会事業による著しい影響があった場合は必要な措置を講じてまいります。しかし、工事の実施時において、モニタリング調査結果が環境基準を超える場合は、その原因について可能な限り検討し、調査結果が予測値を大幅に上回るなどした場合にあっては、可能な限りその理由を分析し、適切な措置を講じてまいります。なお、愛知県知事より、モニタリング結果が予測結果や環境基準値等を超えた場合には県知事及び関係市町長に報告するようご助言をいただいております。</p>

意見の概要	見 解
<p>追跡調査報告書(14年度モニタリング調査)の知事助言のうち、モニタリング結果が予測結果や環境基準値等を超えた場合の報告を求めたところ、15年度の春、夏、秋の大気結果については2004年2月12日、冬の大気結果については4月12日に提出したことが判明した。報告がなぜ遅れたのかを説明すべきである。</p> <p>万博協会は、環境基準値等を超えた場合の知事等への報告(2月、4月)については、6月11日に大きな修正報告をしている。NO₂では延べ2688時間のうち、229時間もあったのに、たった10時間と報告し、延べ112日のうち、14日を5日と報告した。SO₂では延べ2688時間のうち、671時間もあったのに、たった16時間と報告し、延べ112日のうち、44日を16日と報告した。まず、この原因を明らかにし、今後の再発防止策を示すべきである。</p>	<p>博覧会協会のホームページではモニタリング結果の速報値として公開していますが、測定上の異常値を判断するためにデータを精査し、その後予測結果や環境基準値等と比較した後、愛知県知事及び関係市町長にモニタリング結果を報告しています。</p> <p>また、環境基準値等を超えた場合の知事等への報告(2月、4月)については、環境基準値等を超えた1日の最大値を報告しましたが、愛知県からの指導に基づき、6月の修正報告において1日の最大値だけでなく予測結果や環境基準値等を超えたすべてのデータを報告したものです。</p>
<p>6月11日の修正報告の様式は、時間値が全て記載されており、予測値や環境基準を超えた場合の色つけなど、データとしては見やすくなっているのですが、今後の万博協会のインターネットでの公開はこの形式にすべきである。今のままでは日平均値だけであり、時間値が全くわからない。</p>	<p>モニタリング報告書や博覧会協会のホームページで公開しております情報については、一般の方にわかりやすい内容、適切な表現を心がけています。環境基準の評価の際に日平均値との比較がわかりやすいという考えから、これをベースにホームページで公開しています。</p> <p>なお、予測値や環境基準を超えたものについては、モニタリング報告書の中で示させていただいています。</p>
<p>追跡調査計画(モニタリング)の概要で、「著しい影響があると認められた場合には必要な措置を講じていくこととしている」(p7)とあるだけだが、「と約束しているのです、その結果がどうだったか、著しい影響があると認められた場合はあったか、必要な措置をとったかを報告する。」と、目的を追加修正すべきである。</p>	<p>ご指摘の内容は、必要な措置を行った以上記載するまでもなく当然の行為と考えていますが、経済産業大臣助言における「予測評価の結果において環境保全措置が確実に行われていることを実施後も確認すること」とのご助言に従い、引き続き適切に実施してまいります。</p>
<p>大気の「予測結果との比較」(p37)は、四季平均値の比較だけである。入手した資料(6月11日の修正報告)によれば、15年度のモニタリング結果が予測結果を超えたのは、NO₂では延べ2688時間のうち、229時間、延べ112日のうち、14日。SO₂では延べ2688時</p>	<p>モニタリング報告書で公開しております情報については、一般の方にわかりやすい内容、適切な表現を心がけています。</p> <p>なお、調査結果が予測値を何回超えたかという情報については、今後取りまとめる際にその方法等について検討いたします。</p>

意見の概要		見 解																																											
<p>間のうち、671時間、延べ112日のうち、44日もあった。まず、この事実を下記の表程度までは明記すべきである。</p>																																													
<p>N02 予測結果や環境基準値等を超えた件数 () 内は2004.2.12、2004.4.20 報告</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>春 5月</th> <th>夏 8月</th> <th>秋11月</th> <th>冬 2月</th> <th>超えた時間数</th> <th>超えた日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長湫</td> <td>22 (1)</td> <td>0</td> <td>25 (1)</td> <td>59 (1)</td> <td>106 (3)</td> <td>5 (2)</td> </tr> <tr> <td>八草</td> <td>1 (1)</td> <td>1 (1)</td> <td>4 (1)</td> <td>21 (1)</td> <td>27 (4)</td> <td>2 (1)</td> </tr> <tr> <td>石田</td> <td>7 (1)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>43(1)</td> <td>50 (2)</td> <td>4 (1)</td> </tr> <tr> <td>上ノ山</td> <td>10 (0)</td> <td>4 (0)</td> <td>6 (0)</td> <td>35 (1)</td> <td>46 (1)</td> <td>3 (1)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>229 (10)</td> <td>14 (5)</td> </tr> </tbody> </table>			春 5月	夏 8月	秋11月	冬 2月	超えた時間数	超えた日数	長湫	22 (1)	0	25 (1)	59 (1)	106 (3)	5 (2)	八草	1 (1)	1 (1)	4 (1)	21 (1)	27 (4)	2 (1)	石田	7 (1)	0	0	43(1)	50 (2)	4 (1)	上ノ山	10 (0)	4 (0)	6 (0)	35 (1)	46 (1)	3 (1)	計					229 (10)	14 (5)		
	春 5月	夏 8月	秋11月	冬 2月	超えた時間数	超えた日数																																							
長湫	22 (1)	0	25 (1)	59 (1)	106 (3)	5 (2)																																							
八草	1 (1)	1 (1)	4 (1)	21 (1)	27 (4)	2 (1)																																							
石田	7 (1)	0	0	43(1)	50 (2)	4 (1)																																							
上ノ山	10 (0)	4 (0)	6 (0)	35 (1)	46 (1)	3 (1)																																							
計					229 (10)	14 (5)																																							
<p>S02予測結果や環境基準値等を超えた件数 () 内は2004.2.12、2004.4.20 報告</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>春 5月</th> <th>夏 8月</th> <th>秋11月</th> <th>冬 2月</th> <th>超えた時間数</th> <th>超えた日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長湫</td> <td>97 (0)</td> <td>139 (1)</td> <td>57 (1)</td> <td>59 (1)</td> <td>352 (3)</td> <td>17 (4)</td> </tr> <tr> <td>八草</td> <td>10 (1)</td> <td>5 (1)</td> <td>7 (1)</td> <td>12 (1)</td> <td>34 (4)</td> <td>2 (2)</td> </tr> <tr> <td>石田</td> <td>15 (1)</td> <td>53 (2)</td> <td>5 (1)</td> <td>23(1)</td> <td>96 (5)</td> <td>9 (5)</td> </tr> <tr> <td>上ノ山</td> <td>48 (1)</td> <td>60 (1)</td> <td>41 (1)</td> <td>40 (1)</td> <td>189 (4)</td> <td>16 (5)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>671 (16)</td> <td>44 (16)</td> </tr> </tbody> </table>			春 5月	夏 8月	秋11月	冬 2月	超えた時間数	超えた日数	長湫	97 (0)	139 (1)	57 (1)	59 (1)	352 (3)	17 (4)	八草	10 (1)	5 (1)	7 (1)	12 (1)	34 (4)	2 (2)	石田	15 (1)	53 (2)	5 (1)	23(1)	96 (5)	9 (5)	上ノ山	48 (1)	60 (1)	41 (1)	40 (1)	189 (4)	16 (5)	計					671 (16)	44 (16)		
	春 5月	夏 8月	秋11月	冬 2月	超えた時間数	超えた日数																																							
長湫	97 (0)	139 (1)	57 (1)	59 (1)	352 (3)	17 (4)																																							
八草	10 (1)	5 (1)	7 (1)	12 (1)	34 (4)	2 (2)																																							
石田	15 (1)	53 (2)	5 (1)	23(1)	96 (5)	9 (5)																																							
上ノ山	48 (1)	60 (1)	41 (1)	40 (1)	189 (4)	16 (5)																																							
計					671 (16)	44 (16)																																							
<p>「高濃度が観測された期間の本事業による工事用車両の台数は全体交通量の1%未満とみられること等から、本事業の影響は小さいと考えられる。」(p239)などと記載するだけなら、こんな報告書はいらない。安全を見込んで予測したにもかかわらずこのような事態を生じた原因を究明することこそが、15年度のモニタリング調査結果の重要な内容である。</p>		<p>今後、工事の実施時において、モニタリング調査結果が環境基準を超える場合は工事の寄与が極めて小さいことが推測される場合であっても、その原因について可能な限り検討し、予測結果が予測値を大幅に上回るなどした場合にあっては、可能な限りその理由を分析いたします。</p>																																											
<p>特に、道路交通の影響の大きい長湫では、SO₂が延べ672時間の測定時間中、352時間と半分以上が予測値を超えている。NO₂も672時間中、106時間も予測値を超えている。安全を見込んで予測したにもかかわらずこのような事態を生じた原因を、「長久手町長湫では沿道のため、二酸化窒素は高めとなっており、通勤時間帯において高くなっている」(p36)とまでは分析しているのだから、全体交通量は予測に対してどうだったのか、排ガス適合車への切換は予定通り進んでいるか、大気排出係数の算出条件が通勤時の渋滞で大きくないか、ディーゼル車の軽油の低硫黄化は進んでいるかなどの問題にまで遡り、現在の予測手法が適切かどうかを検討、または問題提起をし、県環境影響評価審査会の審議を求めるべきである。</p>																																													

意見の概要	見 解
<p>14年度モニタリング調査結果（p 21）では、「工事車両による影響の低減のために発生する車両を事前に登録し、一元的に管理する「車両管理システム」を平成15年度中に稼働させる計画である。このシステムの運用により車両の集中が見込まれる場合には、車両の分散化等の事前調整を行い、影響の低減を図る。」としている。このシステムの内容（1日延べ台数、ルートなど登録内容は車両分散化等の事前調整ができるものか）、実績（いつ、何を事前調整したか）を「15年度に実施した環境保全措置」（p 3）に具体的に明記すべきである。</p>	<p>車両管理システムについては平成15年10月に運用を開始し、長久手会場への入場予定時刻等を登録するなど工事用車両の入場を分散化させるなどを行ってまいりましたが、16年9月にはこれまでの工事関係者に加え、外国からの出展工事車両が加わることから、8月1日に協会内に長久手会場工事管理室を設置し、運用の強化を図ることとしました。また、会場への資材等の搬出入口や一時置き場の設置、工事用車両の待機スペースの整備などにより、工事用車両による会場周辺での渋滞を回避し、道路沿道における環境影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>そもそも、モニタリングという以上、まず第一に評価書等で約束した「環境保全措置」（p 3）を、どのように実行したか、具体的に記載すべきである。この一覧表では今までの約束をそのまま繰り返しているだけであり、「15年度に実施した」内容は全くわからない。集団通勤による通勤車両の削減（どの現場、何台削減）、工事関係者に対する学習会（いつ、何人、何回）、重要な保全対象に対するマーキング（どの対象、どれだけ、例えば消失したキキョウ（p 239）はマーキングしたのか）、リサイクル骨材（量、どこの路盤剤）、埋土種子による植生復元（どこに、なにを、復元状況は）などを分かりやすく記載すべきである。</p>	<p>本報告書 p 3 ではこれまでの環境影響評価書等で記述した保全措置のうち、平成15年度に実施した事項を記述しています。事業を工事区域別に、また平成15年度に新たに実施した保全措置がわかるように記載したところですが、今後とも、わかりやすさの点については工夫していきます。</p>
<p>モニタリング実施項目の注で* 2（土壌汚染）、* 6 公園型湿地生態系について「14年度においてもモニタリング項目であったが、調査を実施していないため、平成15年度」に調査した（p 8）とあるが、その経緯（指摘により、未調査が判明し、知事も助言せざるを得なくなった）、その原因を明記すべきである。</p>	<p>硫化物以外の土壌汚染については、土壌の汚染状況を確認するため工事前に実施するものとして、その結果を平成14年度のモニタリング報告書でも記載したところですが、しかし、硫化物については環境基準がなく、重金属類に対する参考程度の指標としてとらえ、14年度に実施しませんでした。が、県知事からのご助言があり、平成15年度に実施したところですが。</p> <p>また、ハッチョウトンボ等に着目した公園型湿地生態系における湧水流量測定については、ささ池上流域での工事が本格化した15年4月から実施しています。</p>

意見の概要	見 解
<p>モニタリング実施項目の「会場間ゴンドラの騒音」が「一般環境騒音」と表現してあるだけだが（p 8）、これは、問題となった工事のヘリコプター騒音の調査であることを特記すべきである。また、その調査方法も、1回としてしか定められてないが、その目的、予測方法の不確実性、評価の不十分さからして、工事途中ではなく工事の最初の日に行い、問題があった場合は工事方法の変更ができるようにすべきである。</p>	<p>ゴンドラ工事に伴う騒音のモニタリング調査については、ヘリコプターを含む工事中の騒音を調査いたします。</p> <p>なお、調査の実施時期は、問題がある場合には対策を検討するため、ヘリコプターを用いて工事を行う初期の段階に実施することとしています。</p>
<p>気象の調査結果は15年度の結果しかないが大気質の調査結果と同様に経年変化を記載すべきである。特に、「月降水量」（p 16）は、湧き水量が減少していることから、その原因究明のためにも必要な要素である。</p>	<p>気象の調査結果はモニタリング実施項目ではありませんが、気象との関係が深いために参考として掲載しています。</p> <p>わき水量の減少とは、ハッチョウトンボ等に着目した公園型湿地生態系における湧水量調査結果に対するご意見と判断いたしますが、15年度モニタリング調査報告書において、降水量を考慮した湧水量の検討を行っています。</p>
<p>沿道環境調査の長湫地点は、「トヨタ博物館の工事のため…道路を挟んで南側の地点に移設した。」（p 25大気、p 45騒音）とあるが、移設前に並行調査を行い、その比較ができるようにすべきであった。また、評価に当たっては、上下線別の交通量としてまとめるべきである。なお、振動の調査地点変更が記載してない（p 59）。</p>	<p>ご指摘のとおりであり、今後、やむを得ず移設が必要になった場合は、可能な限り新旧地点での並行観測を行った後に移設するよう努力いたします。</p> <p>また、沿道環境調査では上下線両方の車両による影響を評価するため、全交通量として記述しています。</p> <p>振動の調査地点変更については、一般的に騒音の調査地点と同一地点で行われることから、改めて記載していませんが、今後、報告書等をまとめるときは、その旨記載してまいります。</p>
<p>交通量調査を秋と冬しか実施していないのは問題である（p 25）。15年度のモニタリング結果が予測結果を超えたのは、NO₂では延べ2688時間のうち、229時間、SO₂では延べ2688時間のうち、671時間もあった。特に、道路交通の影響の大きい長湫では、SO₂が延べ672時間の測定時間中、352時間と半分以上が予測値を超えている。NO₂も672時間中、106時間も予測値を超えている。こうした状況を分析するためには、それこそ毎日の交通量を調査してもいいぐらいである。</p>	<p>昨年度に公表しました平成14年度のモニタリング調査結果についての県知事のご助言を基に交通量調査を開始していますので秋からの調査になっています。</p> <p>なお、本事業の工事用車両は日々大きく異なるものではなく、一週間のうちでは大きな変動はないため、全体交通量の中で本事業車両の占める程度を把握するために代表日を設定して実施しています。</p>

意見の概要	見 解
<p>長久手町長湫のNO₂が高濃度であることに対し、「長久手町長湫については、工事開始前の春季及び夏季の測定結果がすでに予測値を上回っており」（14年度モニタリング結果）という論理（青少年公園の解体工事とHSS T工事による工事車両の増加と交通渋滞のためは明白）はやめ、「やや増加傾向に見えるが」（p 34）と少し正直な表現にした点は評価できるが、続いて「1週間の測定であるので気象条件等による変動が現れやすいことを考慮すると、著しい濃度増加の傾向はみとめられない。」といいわけをしている。それならば、この長久手町長湫では上之山町や長久手町三ヶ峯と同様な常時監視を行うべきであるし、少なくとも、長久手町三ヶ峯の常時監視結果との比較を行うべきである。</p>	<p>一般的にNO₂濃度は気象条件等の影響で夏季に低く、冬季に高い傾向を示すことから、長久手町長湫のNO₂濃度については、著しい濃度増加の傾向は認められないと判断しています。なお、p 22に示す長久手町三ヶ峯のデータと比較しましても、長久手町長湫の濃度レベルと同様の傾向を示しています。</p>
<p>長久手町長湫のNO₂が高濃度であることに対し、15年度から導入した車両管理システムを用いて、万博協会の予定関係車両が何台であり、それは事前調整でどれだけ減らした結果なのかを記載すべきである。</p>	<p>「車両管理システム」は、長久手会場内での調整した工事工程を基に、運転手、車両番号、機材・資材の種類、入場予定時刻など工事車両を登録し、これに基づいて搬出入車両の分散化を図ったものです。</p> <p>なお、モニタリング調査において長久手町長湫での二酸化窒素の測定と通過交通車両台数と博覧会工事関係者量台数の測定を行い、その結果を掲載しています。</p>
<p>沿道大気が予測結果を上回り、一部は環境基準値も上回ったことを、「本事業の工事用車両の台数は全体交通量の1%未満であるため、このことから、本事業の工事用車両の影響は小さいと考える。」（p 38）という評価は表現も内容も間違っている。表現は「総合評価」（p 239）のように「全体交通量の1%未満とみられることから」である。内容的には、交通量全体ではなく排出係数の大きな大型車を小型車に換算するなどして検討すべきであるし、関連事業の早急な打ち合わせにより、工事車両の調整をすべきである。「車両管理システム」も、万博関連事業全てを把握・調整できるものにすべきである。また、供用時の交通管制にも応用できるよう準備を始めるべきである。</p>	<p>今後は「全体交通量の1%未満とみられることから」という表現方法に統一していきます。</p> <p>なお、車両管理システムは工事中における工事用車両のみの長久手会場への出入りを把握するもので、博覧会関連事業全てを把握・調整できるものではありません。</p>

意見の概要	見 解
<p>沿道大気が予測結果を上回り、一部は環境基準値も上回ったことを、「本事業の工事用車両の台数は全体交通量の1%未満であるため、このことから、本事業の工事用車両の影響は小さいと考える。」(p 38)という評価は間違っている。「総合評価」(p 239)のように「全体交通量の1%未満とみられることから」と修正すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、今後は「全体交通量の1%未満とみられることから」という表現方法に統一していきます。</p>
<p>一般環境振動の調査結果でS-2地点の夏季に38dBがあるが、万博協会のホームページでは全て30dB未満となっている。どちらが正しいのか。</p>	<p>モニタリング調査結果で示しました38dBが正しい結果ですので、ホームページの記載を修正いたします。</p>
<p>道路交通振動の現地調査結果で「昼間」「夜間」となっているが(p 60)、注にあるような昼間は7~20時、夜間は20~7時の平均値ではなく、その時間帯の1時間値の最大値の間違ひである。p 62の表の注によれば「時間帯で測定されたL10の最大値」としてある値と同じである。</p>	<p>振動規制法施行規則(昭和51年11月10日)の第12条関係別表第二の備考8によれば、「測定値の80%レンジ上端値を昼間及び夜間の区分毎に全てについて平均した数値とする。」と明記されていますことから、p60は平均した値を記載しています。</p> <p>p 62の表の予測結果については、最大を予測していることから調査結果の最大値と比較しています。</p>
<p>騒音、振動の沿道環境測定点の移設に伴い、「車道と道路端の距離が近くなり、これに伴う騒音レベルの上昇がみられる」(p 52騒音、p 60振動)とあるが、移設前後の並行調査もしていないのだから、せめて、予測式では距離が近くなることにより、どれだけ予測値が大きくなるか、それはこの調査結果に対応するのかを示すべきである。なお、そのために近くなった距離が何mかを明記すべきである。図(p 47)では明確な差は無いように見える。</p>	<p>ご指摘のとおりであり、今後は、やむを得ず移設が必要になった場合は、比較検討するため可能な限り新旧地点での並行観測を行った後に移設するよう努力いたします。</p>
<p>道路交通振動の現地調査結果で、R-1地点(長湫)では予測の49dBに対して53dBという、エネルギー的には2倍以上の値が出たことを重大に捉える必要がある。「各地点とも調査結果は予測結果を上回っていた」(p 62)と、単純に事実だけを記載すればすむ問題ではない。予測式のどこかに構造的な問題がないか、新たな道路交通振動予測式を用いたらどうなるかなど、様々な点から検討すべきである。</p>	<p>工事中の予測は一般車両寄与分としての現地調査結果に本事業寄与分を加えることで予測結果を出しています。長久手町長湫の地点は測定場所が変更となった関係で53dBとなったと考えています。これは車両から測定地点までの道路構造(地盤含む)が変更となったための結果と考えています。</p> <p>なお、用いた予測式等は一般的に認められているものです。</p>

意見の概要	見 解
<p>水質の調査結果の検討で「吉田川…SSについては…変動が大きく」（p66）とあるが、変動幅も大きい、絶対値が大きくなったことを明記すべきである。</p>	<p>平成14年9月に11mg/ℓ、15年5月に13mg/ℓ、10月に15mg/ℓ、11月に14mg/ℓで、その他は1～10mg/ℓというデータを記述することにより、値の大小を表現しましたが、今後、公表する環境影響評価追跡調査報告書などについて、住民の方々にわかりやすい表現となるよう努めてまいります。</p>
<p>水質の調査結果の評価で「香流川…6月にSSの年間最高値である39mg/lが測定されたが、その後は従前のレベルに戻っていることから、一時的なものであると考えられる。」（p69）とあるが、「その後は従前のレベルに戻っている」という表現は間違いである。7月は30mg/l、8月も16mg/lある。また、吉田川について採水日の前5日間の降水量を調べて検討しているのだから、香流川でもそうした検討をすべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり香流川は、7月はまだ高いレベルにあることから、今後は正確に記述することとします。ただし、8月以降は従前の濃度に戻っていると考えられ、一時的なものと考えます。</p> <p>なお、吉田川は、観測値が急激に高くなり、従前の値の15倍程度も高くなったことから本事業の影響程度を確認するために検討を行いました。</p>
<p>放流水の水質の結果で長久手会場のYPN0.1で4月から10月を中心に管理目標値の超過が見られ、「原因究明を行った結果、園路や季節水路等からの濁水の流入が判明した」（p74）とあるが、こんなことがなぜ、当初から、ないしは最初の1月で判明しなかったのか。これらへの対策はいつ開始し、いつ終了したのか。</p>	<p>当初から工事用区域の園路や既設水路等からの濁水の流入が確認されましたが、この対策として既設水路内やため池の吐口部への濾過材としての竹粗朶の設置、雨天時の法面へのシート張り等を試行錯誤しながら、並行的に原因の特定をすすめ、引き続き対策を講じてまいりました。</p>
<p>放流水の水質の結果で長久手会場のYPN0.1で、「濁水防止対策を講じてきたものの、依然として濁水が発生している。これには存在が確認されていない地下埋設管等からの濁水の流入など、工事以外の影響も考えられるため」（p74）とあるが、なぜこのような地下埋設管という具体的な原因を述べることができるのか。</p>	<p>当地は昭和45年より青少年公園として利用されており、地下埋設管等があることが想定されていることからその可能性について言及したものです。</p>
<p>放流水の水質の評価で「15年度末の時点では濁度の状況は著しい増加傾向にあるとは言えず、目標は達成されていると判断される。」（p75）とあるが、長久手会場のYPN0.1では、雨の少ない冬になっても管理目標値を超える日が現れ、万博協会も「引き続き、発生源の究明調査を実施」（p74）と記載している状況なので、この判断は修正する必要がある。</p>	<p>当該年度の後半から濁度の管理目標値を超過する回数が減少していることから、当該年度全体として濁度の状況に対して著しい増加の傾向にあるといえず、監視目標は達成されていると判断しました。</p> <p>平成14年度に行った原因究明と措置等については環境影響評価追跡調査（モニタリング調査）報告書（平成14年度）に記載して</p>

意見の概要	見 解
<p>る。そもそも、放流水中の濁度は「工事中（解体工事含む）常時測定を行う」（評価書 p 142 7）とあるのに、15年3月という遅い時期の調査となったのか。その前の2月と3月に濁水が流出する事故があったと記載している（14年度モニタリング p 50）。その原因と責任を明らかにせず、このような評価はすべきではない。</p>	<p>います。いずれにしても濁度の管理目標を超える場合には、直ちに現状確認及び適切な流出防止対策を実施することにより、公共用水域の環境保全に努めてまいります。</p>
<p>地下水位の過去の測定結果との比較の図（p 78）の縦軸は、「水位」ではなく「地下水位の標高」の間違いである。</p>	<p>地下水位の測定は、p76の調査方法に記載しているように、地点間の比較を行うことを目的として標高に直して取りまとめています。</p>
<p>地下水位の調査地点も変更しているが、移設前後の並行調査を行っていないので「観測井を移設しているため悪化の傾向については確認できない。」（p 87）と記載しているが、そもそも「西ターミナル工事の着工に伴い…既設の井戸を埋め戻し」（p 76）というような調査井戸選定が間違っていたことを反省すべきである。その上で、やむを得ず井戸を替えるので、調査結果の経年比較ができるように、並行調査を行うべきだったと記載すべきである。</p>	<p>地下水位の監視地点は、継続可能な調査地点を選んでおりましたが、その後の工事内容の変更に伴い、使用不能となりました。</p> <p>今後は、できる限り変更のない調査地点の選定を行ってまいります。やむを得ず調査地点を変更しなければならない場合には、可能な限り新旧地点での並行観測を行った後に移設するよう努力し、これまでの調査結果を踏まえた継続的なモニタリング調査が行えるよう必要な措置を講じていきます。</p>
<p>地下水位の評価で「事業着手後の明らかな影響は見られなかった」（p 79）の評価は間違いであり、修正すべきである。少なくとも地下水質の評価「水質基準値を超過しているが、観測井を移設しているため悪化の傾向については確認できない。」（p 87）の表現と整合性を保つべきである。</p>	<p>本報告書では、平成14年9月以降を工事着手後と位置づけており、移設直前の平成15年10月までは水位に大きな変動はないことから、「事業着手後の明らかな影響は見られなかった」と評価しました。なお、移設後の地下水質については移設以前と比べ鉄、マンガン及び有機物等の値に高い値が見られたため、16年度以降の調査で事業による影響を確認していくこととしています。</p>
<p>注目すべき植物種の調査項目で「選定根拠に合致する種が確認された場合は、新たに注目すべき植物種として取り扱い、モニタリング調査の対象種として追加することとする。」（p 91瀬戸会場、p 171長久手会場）と書いてあるが、動物の場合は「選定根拠に合致する種が会場内において確認され、その生育環境へ及ぼす影響について、専門家により不確実と判断された場合は、新たに追跡対象種として取り扱うことにする。」（p 113瀬戸会場）、「合致する種が調査対象範囲において確認さ</p>	<p>動物は移動することが前提であり、迷鳥のように偶発的に確認される種もあることから、注目すべき動物種として確認した上で、専門家に相談し、ご助言・ご指導を得た上で、追跡調査対象種として追加することとしています。</p> <p>会場間での表現が異なる点については、今後適切な表現となるよう検討していきます。</p>

意見の概要	見 解
<p>れた場合は、専門家の助言・指導を得ながら、新たに追跡対象種として取り扱うことの可否を検討することとする。」(p 182長久手会場)と、非常に限定的な扱いであり、会場間で表現も異なる。動物についても植物と同様に、選定根拠に合致する種が確認された場合は、新たに注目すべき植物種として取り扱い、モニタリング調査の対象種として追加すべきである。</p>	
<p>注目すべき植物種の調査結果で「瀬戸会場外のエリアで1株確認されていたキキョウについては確認することができなかった。」(p 94)という事実については、何月の調査まで確認し、何月の調査で消失したのか。そもそも注目すべき植物種としてのマーキングはしてあったのか、工事区域周辺だったのかなど細かな調査内容も記載すべきである。</p>	<p>キキョウについては、平成14年度調査時に瀬戸会場外で工事区域周辺ではないモニタリング調査範囲内において確認し、マーキングを行いました。平成15年8月21日の調査で消失を確認しました。</p>
<p>生育調査の測定項目及び測定方法で個体数の測定方法は「幹長が1.2m以下のもの」(p 104)は「幹長が1.2m未満のもの」の間違いである。</p>	<p>「未満」が正しい記載ですので正誤表にて修正致します。</p>
<p>非改変地域であるにも関わらず、確認総数が減少した種(p 100瀬戸会場、p 181長久手会場)について、工事による影響も含め、もっと緻密な分析が必要である。また、14、15年度の比較だけでなく、瀬戸会場のシデコブシ(p 109)のように13年度の調査結果も含めた経年変化を行うべきである。</p>	<p>本事業着手前後の比較をするため、平成14年度(評価書公表後)にマーキングを実施した上でカウント調査を実施し、15年度は14年度調査結果と比較し経年変化を確認しました。したがって平成13年度までの調査では、マーキングを実施していません。</p>
<p>瀬戸会場の繁殖可能性ランクが全体として減少している。特に「確実に繁殖」しているランク5が14年度のオオルリの1地点さえなくなった。「繁殖の可能性あり」のランク3でも12年度の220地点、13年度の180地点、14年度の127地点、15年度の83地点と激減している(p 150)。この事実を明記するとともに、「繁殖行動は継続されているものと考えられる。このことから、監視目標は達成されているとはんだんされる。」(p 153)の表現は根本的に修正すべきである。</p>	<p>確認地点数に減少傾向が見られたことについては本報告書のp 150に記載しています。</p> <p>監視目標は「瀬戸会場周辺において、継続的に繁殖行動が確認されること」であり、報告書にも記載してあるとおり、繁殖鳥類の繁殖行動は継続されているものと考えられることから監視目標は達成されていると判断しています。</p>

意見の概要	見 解
<p>瀬戸会場の繁殖可能性ランクが全体として減少している。これらの原因を究明すべきである。工事の影響などで忌避行動があったり、餌生物の減少があったのではないか。</p>	<p>平成 15 年度の工事による影響については、ほぼ同じ頻度で調査を実施している工事前の平成 14 年度の調査結果を比較すると、繁殖可能性ランク 3 以上の確認地点数は減少していますが、繁殖可能性ランク 4 以上の確認地点数は増加していること、繁殖可能性ランク 5 の確認地点数についても変化がないこと、平成 14 年度で確認されなかったヨタカが確認されたこと、繁殖可能性ランク 3 以上の確認地点の分布に変化は見られないことから平成 15 年度の結果が直ちに工事による繁殖鳥類の繁殖に影響を及ぼした可能性は低いと考えられます。</p>
<p>ムササビの調査方法で14年度調査は「過去の調査で実施したテレメトリ調査結果から得られた雌雄個体の平均行動圏面積（約 7 ha）を目安として、個体数の推定を行った」（p 116）が、15年度調査では「発信機を装着した上で放逐した後、テレメトリ調査を開始した。…この個体の行動圏は瀬戸会場周辺域を中心に…広い範囲であり、その面積は約21haである。」（p 117）と、たった 1 年の調査でムササビの行動圏は 3 倍にも広がった。この例からの教訓を記載すべきである。</p>	<p>ムササビの行動圏である、約 7ha、約 21ha というテレメトリ調査の結果は、共に瀬戸会場周辺で実測された結果です。約 7ha の行動圏が観測された個体と約 21ha の行動圏が観測された個体は異なり、生息環境も異なるため、それらの要素が異なれば、行動圏も異なるのではないかという可能性が、これらモニタリング調査結果から分かりました。ムササビの生態に関する知見はさほど多くはなく、推測の段階で記載はできないものと考えます。しかし、本事業はこうした新しい知見を蓄積していくことも期待されており、今後も継続してモニタリング調査を実施していくこととしています。</p>
<p>オオタカの評価（p 119）、ハチクマの評価（p 145）で「今後、大規模な工作物の出現などによる影響も考えられ得ることから、平成 16 年度も引き続きモニタリング調査を実施し」とあるが、「工作物の出現、催事による騒音、照明など」ぐらいは具体例として掲げるべきである。特に、光害の内容として「周辺住民への直接影響、農業への影響、夜空の明るさへの影響」（追跡調査その 4、p 79、p 120）ということで、鳥類への光害という観点が抜けている傾向があるので注意が必要である。</p>	<p>長久手会場での催事・照明に係る予測・評価にあたっては、オオタカへの影響について照明の影響を予測・評価しました。オオタカ、ハチクマの環境要因の知見はさほど多くはありませんが、今後の報告書作成にあたっての参考とさせていただきます。</p>
<p>瀬戸会場の動物調査で「調査対象地点においてベニイトトンボが確認された」（p 154）とのことだが、その確認状況をもっと詳しく記載すべきである。</p>	<p>確認状況は、平成 15 年度のベニイトトンボは地点 4 の池畔において、オス 1 個体、メス 1 個体、雌雄不明 2 個体の合計 4 個体が確認されました。これらは、池畔の草本に止まっ</p>

意見の概要	見 解
	<p>ていた個体、池の上を飛翔していた個体を確認しています。</p>
<p>長久手会場の植物調査で「平成15年度は注目すべき種として新たにノタヌキモ（タヌキモ科）1種が追加された。」（p174）とのことだが、その確認状況をもっと詳しく記載すべきである。</p>	<p>ノタヌキモは以前から生育を確認しており、平成15年度で初めて確認されたものではありません。専門家のご助言・ご指導から、ノタヌキモが将来的に貴重種となる可能性が高いこと、生育地の一つであるこいの池で会期中にイベントが開催されることを勘案して、平成15年度調査より注目すべき種の対象として追加しました。</p>
<p>長久手会場の植物調査の比較で「がみられた。」（p179）としながら、その評価で「タチモ、ヒナザサ、シズイの3種の減少については…今後の水位回復に伴いこれらの種の生育可能な面積も回復すると考えられる。」という分析で「監視目標は達成されていると判断される。」（p180）と評価するのは間違いである。評価を修正すべきである。</p>	<p>ため池は農作業の目的で渇水期には底が見える程に水位が低下してしまうことがよくあり、ため池に生育するタチモやヒナザサ、シズイなどの植物はこうした水位変動の大きい環境に適応して生活してきた植物であるため、一時的な水位の低下があったとしても、その後の回復は可能であると考えています。このため監視目標である「工事前の分布状況と比較して、工事影響によるあきらかな衰退・消失が認められないこと」については達成していると判断し、評価については本報告書のような表現としました。</p>
<p>ハッチョウトンボ等に着目した公園型湿地生態系の調査方法で「湿地付近の流路において湧水を一定時間採取」（p227）とあるが、この調査だけは調査方法が明記されていない。流路のどの位置で、どのような方法・器具で、何時間（何分）採取したのかなど、調査方法を明記すべきである。</p>	<p>湿地の位置は、p228に示したとおり、ここからさき池に流入する流路において調査を行っています。測定方法は現場でビニール袋を直接流路にあてて採取する方法で実施しています。採取時間に関しては、30秒、60秒、120秒等流量に応じた時間を設定し、「リットル/sec」で流量を算出しています。</p>
<p>ハッチョウトンボ等に着目した公園型湿地生態系の測定結果を評価するために、14年度の調査を行わなかったため、平成10、11年度の東部丘陵線アセスの調査結果と比較しているが（p230）、同じ地点、おなじ測定方法なのか、記載すべきである。</p>	<p>評価書ではモニタリング調査時期は工事中からとしており、工事前の状況として東部丘陵線のアセスメント調査結果を用いています。このため、事業主体は異なりますが、「名古屋都市計画・豊田都市計画都市高速鉄道東部丘陵線環境影響評価書」での調査方法を用いています。</p>
<p>ハッチョウトンボ等に着目した公園型湿地生態系の評価で「本事業工事の影響により工事前と比較して明らかな減少が見られたかどうかは不明である。」（p230）とあるが、「14年度の調査を行わなかったため、明確ではな</p>	<p>監視目標は「工事前の湧水量と比較し、気象条件等も考慮した上で、工事前より湧水量の明らかな減少が見られないこと」としており、報告書はその検討結果を記したものです。調査は平成16年度も継続して行うこととして</p>

意見の概要	見 解
<p>いが、平成10、11年度の東部丘陵線アセスの調査結果の最大101 / 分は、最大3.31 / 分と1 / 3に減少した」と明記した修正を行うべきである。</p>	<p>おり、解析のためのデータの集積が行われますので、その記載については今後の報告書作成にあたっての参考とさせていただきます。</p>